

## 経済産業施策に係る今後の主な課題

縄田 康光

(経済産業委員会調査室)

1. はじめに
2. 我が国経済の最近の状況と「未来投資戦略2017」
3. 第4次産業革命を踏まえた知財システム、J I Sの見直し
4. 通商・貿易の課題—日EU・EPA、TPP11等
5. 中小企業政策
6. エネルギー政策
7. 独占禁止法における課徴金制度の見直し

### 1. はじめに

2017年6月、「未来投資戦略2017」が閣議決定された。同戦略は「日本再興戦略」(2013年6月)以降5度目の成長戦略であり、先進国に共通する「長期停滞」を打破し、中長期的な成長を実現していく鍵は「Society5.0<sup>1</sup>」の実現にあるとしている。また、同年5月に経済産業省がとりまとめた「新産業構造ビジョン」では、Society5.0を実現するための産業の在り方として「Connected Industries」を提示している。さらに、第4次産業革命<sup>2</sup>を踏まえた知財システムやJ I S(日本工業規格)の見直しが進められている。

通商・貿易の分野では、日EU・EPAが2017年12月に交渉妥結に達した。また、米国が離脱を表明したTPP(環太平洋パートナーシップ)協定について、米国を除く11か国によるTPP11が2017年11月に大筋合意となった。中小企業政策においては、経営者の高齢化に伴う事業承継が喫緊の課題となっているほか、商工中金の危機対応業務における不正行為問題も生じている。エネルギー分野では、エネルギー基本計画の見直しが行われているほか、電力システム改革に係る制度設計等の検討が行われており、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネの推進、原子力発電所の再稼働、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等も依然として大きな課題となっている。競争政策の分野では、独占禁止法

<sup>1</sup> 狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く新たな社会

<sup>2</sup> 第4次産業革命とは、第1次(蒸気機関による工業化)、第2次(電力による大量生産)、第3次(情報通信技術革命)に続く、I o T(Internet of Things)、ビッグデータ、A I等による技術革新である。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)における課徴金制度の見直しが検討されている。本稿ではこれらの点を踏まえ、経済産業施策に係る今後の主な課題について概観することとしたい。

## 2. 我が国経済の最近の状況と「未来投資戦略 2017」

### (1) 我が国経済の最近の状況

2016年度の我が国の実質GDP成長率は、対前年度で1.2%のプラス成長であり<sup>3</sup>、2015年度(1.3%)に続き2年連続のプラス成長となった。また、四半期別で見ると、2016年1-3月期以降、7期連続のプラス成長となるなど息の長い景気回復が続いている<sup>4</sup>。我が国の名目GDPは、リーマン・ショック前の2007年度の531.0兆円<sup>5</sup>から、2009年度には492.1兆円に落ち込み、2012年度においても494.5兆円であったが、2016年度には539.3兆円とリーマン・ショック前を上回る水準に回復している<sup>6</sup>。

一方、2016年度のGDPデフレーターはマイナス0.2%、消費者物価指数(総合)もマイナス0.1%となっている。政府・日本銀行は2013年1月の共同声明において、物価安定の目標を消費者物価の前年比上昇率で2%とし、また日本銀行は同年4月に「量的・質的金融緩和」の導入を決定、2%目標を2年程度の期間を念頭に早期に実現するとしていた。しかしその後、同目標の達成時期は6回にわたり先延ばしされ、2017年7月には「2019年度頃」とされており、物価上昇・デフレ脱却に向けた動きはなお力強さを欠いている。

企業収益(経常利益)を見ると<sup>7</sup>、48.5兆円(2012年度)から75.0兆円(2016年度)へと大幅に増加している。また利益剰余金(いわゆる内部留保)は304.5兆円(2012年度)から406.2兆円(2016年度)に100兆円以上増加している。利益剰余金は、貸借対照表上は純資産の部(株主資本)に含まれるものであるが、現金・預金も168.3兆円(2012年度)から211.0兆円(2016年度)に増加している。

人件費は196.9兆円(2012年度)から201.9兆円(2016年度)へと微増にとどまっており、企業収益の改善を賃金や設備投資の増加につなげることができているかが依然として課題となっている。

### (2) 「未来投資戦略 2017」

2017年6月9日、「未来投資戦略 2017—Society 5.0の実現に向けた改革」が閣議決定された。「日本再興戦略」(2013年6月)以降、成長戦略は毎年改訂されており、今回が第

<sup>3</sup> 経済成長率は、いずれも2017年7-9月期・2次速報(2017年12月8日公表)による。

<sup>4</sup> 茂木内閣府特命担当大臣(経済財政政策)は2017年9月25日の記者会見で「2012年11月の景気の谷以降、本年9月までで景気回復の長さは58か月となり、戦後2位のいざなぎ景気を超える景気回復の長さとなった可能性が高い」と発言している。

<sup>5</sup> 平成23年基準(2008SNA)による。2016年7-9月期・2次速報(2016年12月8日公表)から適用されており(1994年まで遡及し公表)、研究・開発(R&D)の資本化等により、それまでの平成17年基準(1993SNA)に比べGDPの額は大きく増加している。

<sup>6</sup> 2017年7-9月期の名目GDPは549.2兆円。

<sup>7</sup> 「法人企業統計」(財務省)の全産業(金融業・保険業を除く)の数値。以下、利益剰余金、現金・預金、人件費についても同じ。

2次安倍内閣発足後5度目の成長戦略となる。

同戦略では、雇用や企業の経常利益の改善等、経済の好循環は着実に拡大しているとしつつ、先進国に共通する「長期停滞」を打破するためには、第4次産業革命（IoT、ビッグデータ、人工知能（AI）、ロボット等）のイノベーションを産業や社会生活に取り入れることで様々な社会問題を解決する「Society5.0」の実現が鍵となるとしている。同戦略ではSociety5.0に向けた戦略分野として、①健康寿命の延伸、②移動革命の実現、③サプライチェーンの次世代化、④快適なインフラ・まちづくり、⑤FinTechを挙げている。

Society5.0に向けた横割課題として同戦略では、①データ利活用基盤・制度構築、②教育・人材力の抜本強化、③イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム、④規制の「サンドボックス」制度<sup>8</sup>の創設、⑤規制改革・行政手続簡素化・IT化の一体的推進、⑥「稼ぐ力」の強化（コーポレートガバナンス改革を形式から実質へ）等を挙げている。

また、「新しい経済政策パッケージ」（2017年12月8日閣議決定）では、「未来投資戦略2017」に盛り込まれた施策を着実に実行するとともに、2020年までの3年間で「生産性革命・集中投資期間」とし、①我が国の生産性を2015年までの5年間の平均値である0.9%の伸びから倍増させ、年2%向上、②2020年度までに対2016年度比で設備投資額を10%増加等の目標の達成を目指す等としている。

図表1 「未来投資戦略2017」の主なKPI<sup>9</sup>と進捗状況

《KPI》 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 ⇒直近3年間（2013年～2015年）の伸び率の平均：1.4%
《KPI》 2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とすることを目指す。 ⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%（2016年度時点）
《KPI》 2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で1.2兆円、サービス分野など非製造分野で1.2兆円 ⇒2015年度：製造分野 約6,890億円、非製造分野 約1,239億円
《KPI》 今後10年間で（2023年まで）で、特許の権利化までの期間を半減させ、平均14月とする。 ⇒2015年度実績は平均15.0月
《KPI》 2020年度までに、官民合わせた研究開発投資の対GDP比を4%以上とする。 ⇒2015年度：3.56%
《KPI》 ベンチャー企業へのVC投資額の対名目GDP比を2022年までに倍増することを目指す。 ⇒2013年～2015年の3か年平均：0.029%
《KPI》 2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。 ⇒2016年10月公表時26位（前年比2位後退）
《KPI》 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす ⇒2015年度：923,037社（2014年度：859,753社）
《KPI》 サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%（2013年：0.8%）となることを目指す ⇒2015年：1.3%（2014年：1.0%）
《KPI》 2018年までに、FTA比率70%（2012年：18.9%）を目指す。 ⇒2016年度末時点：40.0%（※署名済のTPP（米国を含む）を含んだ数字）
《KPI》 2020年までに外国企業の対内直接投資残高を35兆円に倍増する（2012年末時点19.2兆円）。 ⇒2016年末時点：27.8兆円
《KPI》 2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2010年比2倍を目指す。 ⇒2014年度：14.9兆円（2010年度：12.6兆円）
《KPI》 2020年に約30兆円（2010年：約10兆円）のインフラシステムの受注を実現する。 ⇒2015年：約20兆円 ※KPIは「事業投資による収入額等」を含む。

（出所）「未来投資戦略2017」（2017年6月9日閣議決定）より抜粋・一部加筆

### （3）「新産業構造ビジョン」

2017年5月、産業構造審議会新産業構造部会は、第4次産業革命への確に対応するため

<sup>8</sup> 現行の規制にかかわらず、参加者や期間を限定することにより試行錯誤を許容する制度

<sup>9</sup> Key Performance Indicator（重要業績評価指標）

の官民の羅針盤となる「新産業構造ビジョン」をとりまとめた。同ビジョンでは Society5.0 を実現するための産業の在り方として、多様な人、組織、機械、技術、国家がつながり、新たな付加価値を創出し、社会課題を解決していく「Connected Industries」を提示している。また戦略4分野として、①「移動する」(ヒトの移動、モノの移動)、②「生み出す・手に入れる」(スマートサプライチェーン等)、③「健康を維持する・生涯活躍する」(健康、医療、介護)、④「暮らす」(「新たな街」づくり、シェアリングエコノミー、FinTech)を挙げている。

さらに、同ビジョンでは、①データの利活用を促進するためのルール(知財関連法(不正競争防止法・特許法等)の見直し・運用明確化(データの保護範囲や保護方法の明確化等)等)、②新たなオープンクローズ戦略を支える知財・標準ルール(工業標準化法の対象を「モノ分野」から「サービス分野」まで拡大、標準必須特許<sup>10</sup>のライセンス条件に係るADR<sup>11</sup>制度(裁定)の創設等)、③産業の壁を越えた事業再編や新たな連携による産業構造の転換(事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための制度や関連する諸制度等の検討等)等、様々な課題が示されている(①②については「3. 第4次産業革命を踏まえた知財システム、JISの見直し」参照)。

また同ビジョンを受け、産業競争力強化法の改正(主な支援対象を「事業の入れ替え」に変更する等)が検討されている旨報じられている<sup>12</sup>。

### 3. 第4次産業革命を踏まえた知財システム、JISの見直し

#### (1) 不正競争防止法によるデータの保護

2017年4月、経済産業省の「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」は報告書を公表した。同検討会は、AIやIoTの活用により、利活用可能なデータが増加するとともに、それを加工・処理する関連技術が急速に発達する第4次産業革命の下における知財制度・運用の在り方等について検討を行ってきたものである。

報告書では①データの利活用、②産業財産権システム、③国際標準化等の課題について検討し、提言を行っている。①に関し報告書は、第四次産業革命において重要な要素であるIoT及びAIを最大限活用するための「データ」の重要性が高まっており、データ利活用のための法的な環境が一定程度整う一方、データを不正な利用などから保護する仕組みが十分でないとしている。その上で同報告書は、不正な手段によりデータを取得する行為や不正な手段により取得したデータを使用・提供する行為に対し損害賠償や差止請求を行えるようにすることなど、不正競争防止法の改正も視野に入れ検討を行うとしている。

さらに2017年5月、産業構造審議会の「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」が「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」を公表した。同中間とりまとめでは、①データ利活用促進に向けたデータ保護(データの不正取得等の禁止)、②暗号化など技術的な制限手段の保護強化、③技術的な営業秘密の保護(立

<sup>10</sup> 標準規格の実施に必要な特許

<sup>11</sup> Alternative Dispute Resolution: 調停、あっせん等の、裁判以外の方法による紛争解決手段

<sup>12</sup> 『日本経済新聞』(平 29.5.18)

証責任の転換) 等について法改正を視野に入れた方向性を示している (図表 2 参照)。

不正競争防止法の改正については、2018 年の常会への改正案提出を目指し、「営業秘密の保護・活用に関する小委員会」に代わり産業構造審議会に設置された「不正競争防止小委員会」において制度設計が進められている<sup>13</sup>。

図表 2 不正競争防止法の検討の方向性

<p>①データ利活用促進に向けたデータ保護 (データの不正取得等の禁止)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質性の高い行為によりデータを取得する行為や、悪質性の高い行為により取得されたデータを使用・提供する行為を、不正競争行為とする。</li> </ul>
<p>②暗号化など技術的な制限手段の保護強化 (保護対象の追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「映像」、「音」について、分析等「視聴」以外の利用を制限するために施される技術的な制限手段を保護対象として必要に応じて追加する。</li> <li>・人が視覚・聴覚で感知できないデータの利用を制限する手段の保護に関しては、必要に応じ検討する。 ※コンテンツ (映像・音・プログラム) とデータの位置付けのイメージ</li> </ul> <div style="text-align: center;"> </div>
<p>③技術的な営業秘密の保護 (立証責任の転換)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不正競争防止法の第 5 条の 2 の規定<sup>14</sup>により、技術上の秘密を使用する行為等として推定する対象として、分析・解析・評価方法等を規定 (政令) する。</li> </ul>

(出所)「第四次産業革命を視野に入れた不正競争防止法に関する検討 中間とりまとめ」、同概要 (2017 年 5 月) より作成

## (2) 特許法改正に向けた動き

### ア 多様な特許紛争の解決

前記「第四次産業革命を視野に入れた知財システムの在り方に関する検討会」報告書では、産業財産権システムについて、I o T の普及に伴い企業間の連携が増加する中、知財の管理コストが増大するおそれや、米国におけるパテント・トロール<sup>15</sup>による濫用的な権利行使の問題化等の課題を挙げている。

<sup>13</sup> 2017 年 11 月、不正競争防止小委員会は、①データ利活用促進に向けた制度 (保護客体となるデータの要件、データに係る不正競争行為の種類、救済措置等)、②技術的な制限手段による保護 (技術的制限手段による保護対象、技術的制限手段を無効化するサービスの提供行為等)、③技術的な営業秘密の保護等を内容とする「データ利活用促進に向けた検討 中間報告 (案)」を公表している。

<sup>14</sup> 技術上の営業秘密においては、被告側に証拠が偏在し、原告が被告の使用の事実を立証することが極めて困難であることから、2015 年の不正競争防止法改正において、一定の要件の下、不正使用の事実の立証責任を被告側に転換する推定規定 (第 5 条の 2) が導入されている。

<sup>15</sup> ライセンス料や高額な和解金を得ることを目的とした権利行使をビジネスとする者

これに対し報告書は、①社会的影響の大きい標準必須特許について、特許権者と利用者間で協議が整わない場合に行政が適切なライセンス料を決めるADR制度（標準必須特許裁定）の導入を検討、②多様な特許をめぐる紛争を迅速かつ簡便に解決するため、中小企業等を含む多様な企業の請求に基づいて調整を行うADR制度（あっせん）について検討するとした上で、産業構造審議会特許制度小委員会において特許法改正を視野に入れた具体的な検討を進めるとしている<sup>16</sup>。

#### イ 知財紛争処理システムの機能強化

「知的財産推進計画 2016」（2016年5月9日知的財産戦略本部決定）では、知財紛争処理システムの機能強化に関し、今後取り組むべき施策として、①適切かつ公平な証拠収集手続の実現、②ビジネスの実態やニーズを反映した適切な損害賠償額の実現、③権利付与から紛争処理プロセスを通じての権利の安定性の向上を挙げている。

これを受け産業構造審議会特許制度小委員会は、2017年3月に報告書（「我が国の知財紛争処理システムの機能強化に向けて」）を公表している。同報告書では上記①の証拠収集手続に関し、㉞公正・中立な第三者の技術専門家に秘密保持の義務を課した上で証拠収集手続に関与できるようにする制度と、㉟書類提出命令・検証物提示命令のインカメラ手続<sup>17</sup>で書類・検証物の提出の必要性を判断できるようにする制度の導入について、特許法改正を視野に検討を進めることが適当としている。

#### ウ グレースピリオドの拡充等

特許法では、特許出願前に公表されている発明は新規性がないものとして権利化することができないのが原則であるが、学会等での公表等から6月以内に出願した場合には例外とする措置をとっている（グレースピリオド（新規性喪失の例外期間））。第4次産業革命の進展に伴い、共同研究等が活発化する中、本人以外の者による公開により新規性を喪失するリスクが高まっていること等から、グレースピリオドの延長（6月から12月）が検討されている。このほか、中小企業全てを対象とした特許料金の軽減制度の導入が検討されている。

### （3）工業標準化法（JIS法）の見直し

2017年10月、産業構造審議会基準認証小委員会は報告書（「今後の基準認証の在り方—ルール形成を通じたグローバル市場の獲得に向けて—答申」）を公表した。これは、経済産業大臣の諮問を受け、グローバル市場における我が国企業や産業の競争力強化という観点から、新たな基準認証制度の在り方を検討してきたものである。

標準化は、安全性や生産効率の向上のみならず、WTO/TBT協定<sup>18</sup>が発効した1990

<sup>16</sup> その後の特許制度小委の議論では、裁定制度については、①日本の特許権のみが対象であり、グローバルな解決にはつながらないこと、②特許庁が個別に適切なライセンス条件を設定できるのか疑問視する声が多く聞かれること等の課題を解消できない限りその導入は困難としている（「標準必須特許を巡る課題と制度的対応について」（2017年11月特許庁））。

<sup>17</sup> 書類及び検証物の提出義務の有無を判断するための手続（特許法第105条第2項、第3項）。現行規定では、裁判所のみが書類を見ることができるとされている。

<sup>18</sup> 貿易の技術的障害に関する協定

年代からは、ルール形成を通じて市場の拡大・獲得のためのツールとして用いられるようになった。近年では、モノだけではなく、マネジメント分野、サービス分野等の規格が制定されているほか、第4次産業革命の中で業種を超えた国際標準化が進みつつある。また、第4次産業革命の下では、あらゆるモノやサービスをつなぐため、相互互換性やネットワーク経済性をもたらす標準化の重要性が一層強まっている。

報告書では、標準化におけるグローバルな環境変化を踏まえ、①統合的な官民標準化戦略の実施、②情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築、③工業標準化制度の見直しが必要であるとしている。③については、㉞サービスへの対象拡大<sup>19</sup>、㉟J I Sの制定・改正の迅速化<sup>20</sup>、㊱官民の国際標準化活動の促進<sup>21</sup>について検討を行う必要があるとされている。

#### 4. 通商・貿易の課題—日EU・EPA、TPP11等

##### (1) 日EU・EPA

日EU・EPAは、2013年3月に交渉開始が決定され、同年4月から2017年4月まで18回に及ぶ交渉会合を重ねてきたが、2017年7月の第24回日EU定期首脳協議（ブリュッセル）<sup>22</sup>において、大枠合意を首脳レベルで最終的に確認した。さらに、12月8日、安倍総理とユンカー欧州委員会委員長との間の日EU首脳電話会談において、交渉妥結に達したことを確認した。一部継続協議となった項目（投資分野<sup>23</sup>）があるものの、合意は工業製品の関税撤廃率が最終的に100%とされるなど、高いレベルのものとなっている（図表3参照）。英国のEU離脱表明や米国のTPP離脱表明等、世界で保護主義的な動きが広ま

図表3 日EU・EPAの主な内容（物品市場アクセス）

日本からEUへの輸出	EUから日本への輸出
関税撤廃率：約99%（品目数ベース）	関税撤廃率：約94%（農林水産品：約82%、工業品：100%）（品目数ベース）
○工業製品：100%の関税撤廃（品目数及び輸出額） ※EPA発効時点で、工業製品の無税割合が38.5%から81.7%に上昇（貿易額ベース） ・乗用車（現行税率10%）→関税を8年目に撤廃 ・自動車部品（現行税率：ギヤボックス（3.0%～4.5%）エンジン関連部品（2.7%）等） →貿易額ベースで92.1%の即時撤廃（注） ・一般機械（輸出額ベースで86.6%即時撤廃）、化学工業製品（同：88.4%）、電気機器（同：91.2%）	○工業製品：100%の関税撤廃（品目数及び輸入額） ※EPA発効時点で、工業製品の無税割合が77.3%から96.2%に上昇（貿易額ベース） ・化学工業製品、繊維・繊維製品等については即時撤廃 ・皮革・履物（現行税率：最高30%）については、関税を11年目又は16年目に撤廃

（注）TPPでは81.3%、韓EU・FTAでは90.2%

（出所）「日EU経済連携協定（EPA）に関するファクトシート」（外務省経済局）等より作成

<sup>19</sup> 「法律名や「日本工業規格（J I S）」という名称の在り方についても検討すべき」としている。

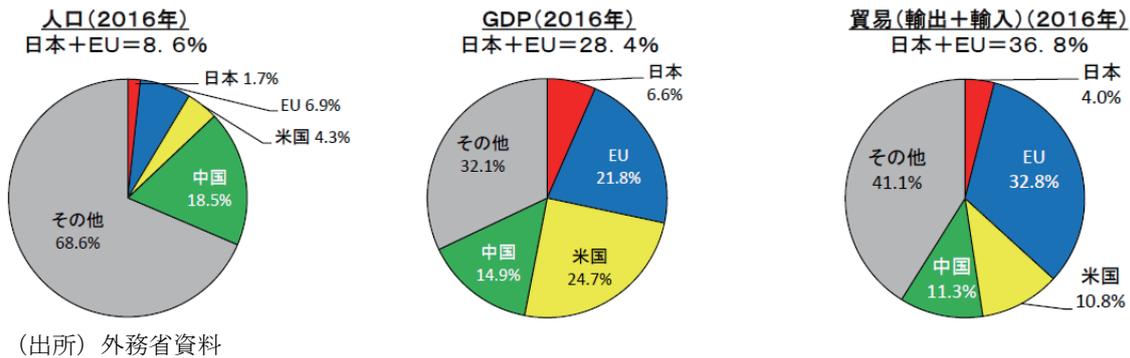
<sup>20</sup> 現行の工業標準化法では、J I S C（日本工業標準調査会）の審議を経て主務大臣がJ I Sを認定する仕組みとなっているが、現状でも民間標準化団体が原案を作成し、その原案がほぼそのままJ I Sとして制定されているような分野においては、民間標準化団体のうち一定の要件を満たす者を法律上に新たに位置づけ、J I S Cの審議を省略するなど審議の迅速化を実現する措置を検討すべきとしている。

<sup>21</sup> 現行の工業標準化法においては、国内のJ I Sの制定プロセス、試験認証の仕組み等が中心に規定されているが、国際標準化活動の位置づけや促進の重要性、日本としての戦略構築に向けた司令塔機能の強化などについても法令上の位置づけを行うこと等を検討すべきとしている。

<sup>22</sup> 安倍総理、トウスク欧州理事会議長、ユンカー欧州委員会委員長が参加。

<sup>23</sup> 投資家と国家の紛争解決制度については継続協議となった（『日本経済新聞』（平 29. 12. 9））。

図表4 日本とEUが世界に占める比率



る中、世界経済に大きな比率を占める日本とEU（図表4参照）のEPA合意は国際貿易・投資の促進、我が国の経済成長に貢献するものと期待される。

## (2) TPP11

TPP（環太平洋パートナーシップ）協定は、2015年10月の閣僚会合で大筋合意に達し、2016年2月にニュージーランドのオークランドにおいて交渉参加12か国による署名式が行われた。しかし、2017年1月に米国でトランプ政権が発足し、同月米国がTPPより離脱する旨の書簡が米通商代表部から署名各国に発出された。これにより、TPPの発効見通しが立たない状況となった<sup>24</sup>。

このため、2017年5月のTPP閣僚会合（ハノイ）において、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させる旨が米国を除く11か国による閣僚声明に盛り込まれた。その後4回に及ぶ高級事務レベル会合を経て、11月のTPP閣僚会合（ダナン（ベトナム））において、11か国によるTPP交渉の大筋合意が確認された。

新協定の名称は「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」（CPTPP<sup>25</sup>）となった。また、生物製剤データ保護や著作権等の保護期間等、20項目が凍結されたほか、国有企業章や労働章の一部など4項目が署名までに継続協議することとされた。発効条件としては、6か国の承認の60日後に効力が発生するとしている。

一部の凍結項目等はあるものの、TPP11は物品市場、サービス、投資等について、これまで日本が結んできたEPAを大きく上回る自由化を進めるものであり、同協定の署名・発効に向けた動きが注目される。また、TPP11、日EU・EPAの発効を見据え、総合的なTPP関連政策大綱（2015年11月TPP総合対策本部決定）が2017年11月に改訂されている<sup>26</sup>。

<sup>24</sup> TPPの発効については、①全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を通報（60日後に発効）、②署名後2年以内に全ての原署名国が①の通報をしなかった場合には、原署名国の2013年のGDPの合計の少なくとも85パーセントを占める、少なくとも6か国が国内法上の手続を完了した旨を通報すること等が要件とされていた。署名国のGDPの約6割を占める米国の離脱表明により、同条件での発効は困難となった。

<sup>25</sup> Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership

<sup>26</sup> 名称も「総合的なTPP等関連政策大綱」に変更されている。また、TPP総合対策本部は、2017年7月にTPP等総合対策本部と名称が変更されている。

### (3) RCEP、日米経済対話

#### ア RCEP（東アジア地域包括的経済連携）

RCEPはASEAN10か国＋6か国（日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド）が交渉に参加する広域経済連携であり、実現すれば世界の人口の約半分、GDPと貿易総額の約3割を占める広域経済圏となる。2012年11月に交渉の立ち上げが宣言され、2013年早期の交渉開始、2015年末までの交渉完了を目指していた。その後、2013年5月から2017年10月まで20回の交渉会合、8回の閣僚会合<sup>27</sup>が開かれたが交渉は遅れており、2017年11月の交渉国首脳の共同声明では「RCEP交渉の妥結に向けて2018年に一層努力する」とされている。

#### イ 日米経済対話

2017年1月に発足した米トランプ政権はTPPからの離脱を表明したが、その一方で同年2月の日米首脳会談において、日米経済関係を更に大きく飛躍させていくために対話と協力を更に深めていくことで一致し、麻生副総理とペンス副大統領の下で経済対話を立ち上げることで合意した。

同年4月に第1回日米経済対話が行われ、同対話を①貿易及び投資のルール／課題に関する共通戦略、②経済及び構造政策分野での協力、③分野別協力の3つの柱に沿って構成することで一致した。10月には第2回対話が行われたが、その際に米側がFTA交渉に意欲を示したと報じられている<sup>28</sup>。

## 5. 中小企業政策

### (1) 我が国の中小企業の現況

我が国の中小企業数は2014年で380.9万者（うち小規模企業325.2万者、中規模企業55.7万者）であり<sup>29</sup>、2009年の420.1万者（同：366.5万者、53.6万者）に比べ減少傾向にあるが、従業者数は2009年の3,314万人（小規模企業1,282万人、中規模企業2,033万人）から2014年は3,361万人（同：1,127万人、2,234万人）と微増となっている。

また、「日本再興戦略」（2013年6月）以降の成長戦略では、2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やすことを目標としており、その実績は73.5万社（2012年度）→80.6万社（2013年度）→86.0万社（2014年度）→92.3万社（2015年度）と増加傾向にある。

<sup>27</sup> 閣僚会合5回、閣僚中間会合3回

<sup>28</sup> 『日本経済新聞』（平29.10.18）。なお、麻生副総理は2017年10月20日の記者会見で「二国間FTAを強くアメリカが要望したという記憶はありません。1回か2回か発言があったという程度の話だったと思います。」と発言している。

<sup>29</sup> 中小企業の定義は①製造業その他では資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下、②卸売業では、同じく1億円以下、100人以下、③小売業では、同じく5千万円以下、50人以下、④サービス業では、同じく5千万円以下、100人以下等となっている。また小規模企業の定義は、製造業その他では従業員20人以下、卸売業・サービス業・小売業では従業員5人以下等となっている。小規模企業を除いた中小企業が中規模企業である。

## (2) 事業承継に係る問題

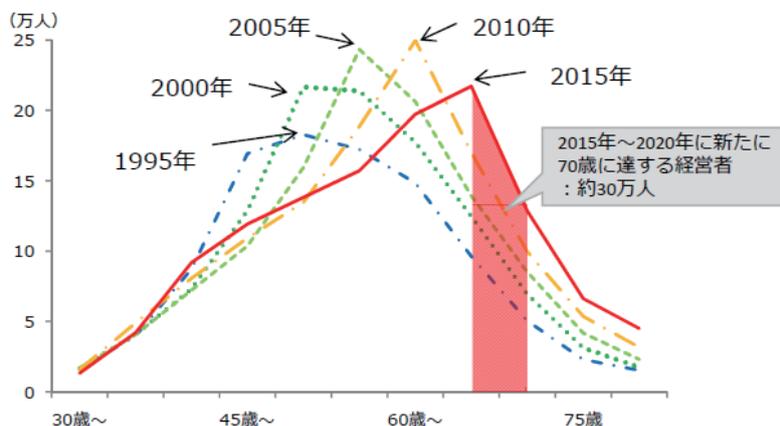
中小企業経営者の高齢化が進み、1995年から2015年の間に経営者年齢の山は47歳から66歳に移動しており、2015年から2020年に新たに70歳<sup>30</sup>に達する経営者は約30万人と見込まれている(図表5参照)。その一方で後継者が決まっている企業の比率は低い水準にとどまっており<sup>31</sup>、円滑な事業承継の推進が課題となっている。

2015年に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」(経営承継円滑化法)が改正され、遺留分特例制度<sup>32</sup>の対象が親族外に拡充された。これは、従業員や社外の第三者といった親族外承継の増加に対応するためである。

また、2016年12月に「事業承継ガイドライン」が策定された。同ガイドラインでは、経営者が概ね60歳に達した頃には事業承継の準備に取り掛かることが望ましいとし、そのきっかけを提供する手段として「事業承継診断」を導入するとしている。

さらに2017年7月に「事業承継5ヶ年計画」が策定された。同計画は今後5年程度を事業承継支援の集中実施期間とし、①経営者の「気付き」の提供、②後継者が継ぎたくなるような環境を整備、③後継者マッチング支援の強化、④事業からの退出や事業統合等しやすい環境の整備、⑤経営人材の活用の観点から、支援体制・施策を強化するとしている。①については、地域毎に支援機関の事業承継プラットフォームを立ち上げ、今後5年間で25~30万社を対象にプッシュ型の事業承継診断を実施する等としている。また③については、事業引継ぎ支援センターの体制強化や、民間企業との連携により、小規模M&Aマーケットを整備するとしている。

図表5 中小企業経営者の年齢分布



(出所) 経済産業省資料 ((株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工)

<sup>30</sup> 経営者の平均引退年齢は、中規模企業で67.7歳、小規模事業者では70.5歳となっている(中小企業庁委託「中小企業の事業承継に関するアンケート調査」(2012年11月、(株)野村総合研究所))。

<sup>31</sup> 「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」(2016年2月、日本政策金融公庫総合研究所)によると、後継者の決定状況は、「決定」が12.4%、「未定」が21.8%、「廃業予定」が50.0%となっており、70歳以上の回答者においても、それぞれ18.2%、22.4%、56.0%となっている。

<sup>32</sup> 民法は相続人(兄弟姉妹及びその子を除く)に最低限の相続の権利を保障しているが(遺留分)、特例制度により、後継者が経営者から贈与等された株式について、①遺留分算定基礎財産から除外する(除外合意)、②遺留分算定基礎財産に算入する価額を合意時の時価に固定する(固定合意)ことができる。推定相続人全員及び後継者の合意と、経済産業大臣の確認を経て、後継者が単独で家庭裁判所に申し立てることができる。

事業承継については、後継者が納付すべき相続税のうち、相続により取得した非上場株式等に係る課税価額の80%に対応する額が納税猶予（贈与税の場合全額が猶予）される事業承継税制が適用される。しかし、猶予の対象が発行済議決権株式総数の2/3となっていることや、雇用の8割以上を5年間平均で維持する等の条件が付されており、事業承継税制の認定件数は年500件程度にとどまっている。このことから2018年度税制改正において条件の緩和が検討されている<sup>33</sup>。

さらに、中小企業政策審議会基本問題小委員会の中間整理<sup>34</sup>を受け、経営承継円滑化法、中小企業等経営強化法の改正が検討されている<sup>35</sup>。

### （3）商工中金の危機対応業務における不正行為問題

2016年10月、株式会社商工組合中央金庫（商工中金）において、危機対応業務<sup>36</sup>に係る試算表<sup>37</sup>の改ざん等の不正行為が多数存在することが発覚した。同年12月、商工中金は第三者委員会を設置し、2017年4月に調査報告書が公表された。同年5月、行政処分が行われ、株式会社商工組合中央金庫法に基づき、調査未実施の危機対応貸付全体について調査を継続する等の内容の命令<sup>38</sup>が出された<sup>39</sup>。

これを受け10月に全件調査の報告書が公表されたが、試算表等を改ざん・自作する不正行為が全100営業店中97営業店で444名が関与して4,609件（融資実行額で2,646億円相当）行われていたことが判明している。同月、2回目の行政処分が行われ<sup>40</sup>、さらに経済産業省は、再発防止やガバナンスの徹底強化、商工中金による危機対応業務の見直し等、商工中金の在り方を検討するため、「商工中金の在り方検討会」を設置している<sup>41</sup>。

## 6. エネルギー政策

### （1）エネルギー基本計画の見直し

2014年4月に閣議決定された第4次エネルギー基本計画の方針に基づき、2030年度のエネルギー需給構造の見通しを示した「長期エネルギー需給見通し」が2015年7月に策

<sup>33</sup> 2018年度与党税制改正大綱（2017年12月14日）では、10年間の特例措置として、承継計画を作成して贈与・相続による事業承継を行う場合、猶予対象の株式の制限（発行済議決権株式総数の3分の2）を撤廃し、納税猶予割合を100%に引き上げ、また雇用確保要件を弾力化する等としている。

<sup>34</sup> 中小企業政策審議会基本問題小委員会が2017年5月にとりまとめた中間整理では、中小企業の経営統合や再編といった更なる連携の在り方について、第三者の事業承継を促進する観点からも十分な検討を行うべき等提言している。

<sup>35</sup> 中小企業政策審議会基本問題小委員会（第14回：2017年11月27日）資料3参照

<sup>36</sup> 経済環境の大きな変化や、大規模な災害等、民間金融機関による資金供給が十分になされない事態に際して、（株）日本政策金融公庫のリスク補完等を受けた指定金融機関（商工中金等）が、中小企業等に対する必要な資金の貸付等を行うもの。

<sup>37</sup> 危機対応業務の要件確認のために顧客から提出される。

<sup>38</sup> 経済産業大臣・財務大臣・金融庁長官名。また、株式会社日本政策金融公庫法に基づく同様の命令も出されている（経済産業大臣、財務大臣及び農林水産大臣名）。

<sup>39</sup> 処分の理由等として、①試算表等の書類が多くの支店及び職員により長期間に亘って多数改ざんされていること、②過去に発覚した不正行為において、本来けん制機能を発揮すべきコンプライアンス統括室や監査部が行為がなかったとの結論を導き出すため、不適切な対応を行っていること等を挙げている。

<sup>40</sup> 問題発生時以降現在に至るまでの役職員の責任の所在の明確化等を内容とする命令

<sup>41</sup> 2017年内を目途にとりまとめを予定している。

定された。同見通しでは、一次エネルギーの自給率は 24.3%程度<sup>42</sup>、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量は、2013 年度総排出量比 21.9%減となると見込んでいる。また、2030 年度の電源構成は、再エネ 22～24%程度、原子力 22～20%程度、LNG 27%程度、石炭 26%程度、石油 3%程度と見込んでいる。

エネルギー基本計画は少なくとも 3 年ごとに検討を加えることとされていることから<sup>43</sup>、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会において、2017 年 8 月から議論が開始されている。これと並行して、2050 年視点での長期的なエネルギー政策の方向性を検討するため、経済産業大臣主催の「エネルギー情勢懇談会」が設置されている。パリ協定を踏まえ策定した地球温暖化対策計画においては、2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしており、従来の取組の延長では実現が困難であることから、あらゆる選択肢の追求を視野に議論を行うとしている。

## (2) 電力システム改革等

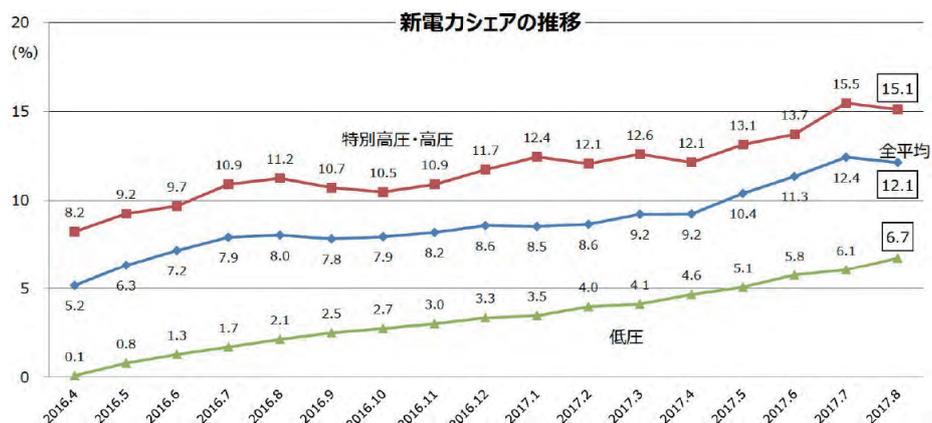
東日本大震災後の電力不足により、電力会社の供給区域ごとの垂直一貫体制と、総括原価による料金規制という従来の電力システムが、様々な課題を抱えていることが明らかに

図表 6 電気事業法等の改正

電気事業法等の改正		改正に基づく主な措置
第 1 弾	第185回国会 (2013年11月成立)	電力広域的運営推進機関の発足 (2015年 4月)
第 2 弾	第186回国会 (2014年 6月成立)	電力小売全面自由化 (2016年 4月)
第 3 弾	第189回国会 (2015年 6月成立)	〔電力〕 送配電部門の法的分離 (2020年 4月)、電力取引監視等委員会の設置 (2015年 9月。※2016年 4月に電力・ガス取引監視等委員会に名称を変更)、料金規制の撤廃 (法的分離と同時期かそれ以降) 〔ガス〕 ガス小売全面自由化 (2017年 4月)、導管部門の法的分離 (一定規模以上) (2022年 4月)

(出所) 筆者作成

図表 7 新電力シェアの推移



(注) シェアは販売電力量ベース (自家消費、特定供給を除く)

(出所) 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス基本政策小委員会 (第 6 回: 2017 年 12 月 20 日) 資料

<sup>42</sup> 東日本大震災以前に 20%程度だった一次エネルギーの自給率は、その後原発の停止に伴い低下し、2015 年度には 7.0%となっている。

<sup>43</sup> エネルギー政策基本法第 12 条第 5 項

なった。このため「電力システムに関する改革方針」（2013年4月閣議決定）に基づき、①広域系統運用の拡大、②小売及び発電の全面自由化、③法的分離の方式による送配電部門の中立性の一層の確保を3つの柱とし、電気事業法等の改正が行われた（図表6参照）。

この結果、2016年4月から家庭向け等の50kW未満の低圧電力の小売が全面自由化され<sup>44</sup>、新電力のシェアが1割を超える状況となっている（図表7参照）。また、ガス事業についても、2017年4月に小売が全面自由化された。

### （3）電力市場の競争活性化と公益的課題への対応

競争活性化の方策とともに、自由化の下でも公益的課題への対応を促す仕組みを整備するとの問題意識に立ち、2016年9月に総合資源エネルギー調査会に「電力システム改革貫徹のための政策小委員会」が設置され、2017年2月に「中間とりまとめ」が公表された。

「中間とりまとめ」では、①ベースロード電源市場の創設、②連系線利用ルールの見直し、③容量メカニズムの導入、④非化石価値取引市場の創設等について論点が示されている。具体的な市場整備の制度設計については、同年2月に総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会の下に設置された「制度検討作業部会」で検討が行われている。

上記①は、石炭・大型水力・原子力等の安価なベースロード電源の大部分を旧一般電気事業者が保有しており、新規参入者（新電力）のアクセスが限定的であることから、新たな市場（ベースロード電源市場）を創設し、電源を供出し<sup>45</sup>、アクセス環境のイコールフットリングを図るとともに、卸電力市場を活性化するものである。

②は、連系線の利用ルールを現行の「先着優先」から、コストの安い電源順に送電させる、スポット市場<sup>46</sup>を介した「間接オークション」へと変更し、公正な競争環境の下での送電線の利用と競争活性化を促すものである。

③は、小売全面自由化後、従来総括原価方式と規制料金の下で保障されてきた電源への投資回収の予見性が低下し、また、再エネの拡大により、既存電源の稼働率の低下と売電収入の低下が想定され、電源投資意欲の減退が懸念されることに対応するものである。単に現状の卸電力市場（kWh価値の取引）に調整機能を委ねるのではなく、供給能力に対する価値（kW価値）に応じた「容量価格（kW価格）」を支払うものである。

④は、卸電力取引所では非化石電源と化石電源の区別がされず非化石電源の価値<sup>47</sup>が埋没することから、これを顕在化し、取引可能とする非化石価値取引市場を創設し、小売電気事業者の非化石電源調達目標達成と固定価格買取制度（FIT）国民負担の軽減を図るものである。

その他、短期間の需給調整力（ΔkW）等を調達する需給調整市場等について検討が行

<sup>44</sup> 小売自由化の範囲は段階的に拡大されてきており、2000年には2,000kW以上が、2004年には500kW以上が、2005年には50kW以上がそれぞれ自由化されている。

<sup>45</sup> 供出量の設定として、制度検討作業部会では、総需要8,300億kWh（15年度実績）×旧一般電気事業からの離脱率12%×ベースロード比率56%×調整係数の約560億kWhと試算している。

<sup>46</sup> 一日前市場。現在、日本卸電力取引所が一日を30分単位に区切った48商品について取引を行っている。

<sup>47</sup> ①非化石価値（エネルギー供給構造高度化法上の非化石比率の算定時に計上できる価値）、②ゼロエミッション価値（CO<sub>2</sub>排出係数が1kWh当たり0kgである価値）、③環境表示価値がある。

われており、電力市場の整備の動向が注目される。

図表8 今後の主な市場整備



(出所) 総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会 (第17回: 2017年12月26日) 資料

#### (4) 再生可能エネルギー

2012年7月の固定価格買取制度(FIT)開始以降、再生可能エネルギーの導入は急速に拡大し、2012年6月末の累積導入量は2,060万kWであったが、その後固定価格買取制度の下で、2017年3月末時点で3,539万kWが導入されている。その一方で導入された再エネの大半が太陽光(非住宅)であることや<sup>48</sup>、2017年度の買取費用が約2.7兆円<sup>49</sup>(電気料金に上乗せされる賦課金額は約2.1兆円)に達する見込みであること、未稼働案件の多さ等が問題となっている。

190回国会(2016年常会)でFIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)が改正され、2017年4月に施行された。これは、①未稼働案件の発生を踏まえた新認定制度の創設(系統への接続契約締結を認定の要件とする<sup>50</sup>)、②コスト効率的な導入(㊦入札制の導入(事業用太陽光を対象とし大規模案件から実施)、④数年先の認定案件の買取価格まで予め提示することを可能とする(住宅用太陽光や風力は、価格低減のスケジュールを示す)、⑤電力多消費産業の賦課金の減免については省エネの取組状況等に応じた減免率の設定を可能とする)、③地熱等のリードタイムの長い電源の導入拡大(数年先の認定案件の買取価格まで予め提示)等を内容としている。事業用太陽光の入札については、2,000kW以上を当面の対象としており、2017年11月に第1回目の入札結果が公表されている。

<sup>48</sup> 2017年3月末時点での認定容量10,514万kWのうち太陽光(非住宅)が7,905万kWを占めている。

<sup>49</sup> 長期エネルギー需給見通しにおける買取費用は2030年度で3.7~4.0兆円と見込んでいる。

<sup>50</sup> 2016年度末までに接続契約を締結していない案件は、原則として認定が失効する。

また、再生可能エネルギーの導入量が急速に増加した結果、2014年9月に九州電力等が接続申込の回答を保留する事態となった<sup>51</sup>。このため、2015年1月から①無補償の出力制御の上限を、日数単位（30日／年）から時間単位（太陽光360時間／年、風力720時間／年）とする、②接続可能量を超過した場合には、指定電気事業者制度<sup>52</sup>を活用し、出力制御の上限を外した上で接続を可能とする等の運用見直しが行われている。一般送配電事業者の系統への再生可能エネルギーの接続は制限されているのが現状であり、接続量の拡大が課題となっている<sup>53</sup>。

## （５）省エネルギー

「長期エネルギー需給見通し」では、最終エネルギー消費で5,030万k1程度の省エネルギーを実施することによって、2030年度のエネルギー需要を326百万k1程度と見込んでいる（エネルギー消費効率を2013年度比で35%の改善）。また、2016年4月に策定された「エネルギー革新戦略」では、「徹底した省エネ」として全産業への産業トップランナー制度の拡大<sup>54</sup>と中小企業・住宅・運輸における省エネ強化<sup>55</sup>等の施策を挙げている。

これを受けて、総合資源エネルギー調査会の省エネルギー小委員会で検討が行われ、2017年8月に「意見」をとりまとめている。同意見では、①工場等判断基準<sup>56</sup>について、経営層を巻き込み、大規模な投資判断を促進するような見直しが必要、②業界内やサプライチェーン・グループ単位で連携した省エネを後押しするため、事業者の連携として認められる範囲や条件を柔軟に設定する、③貨物輸送契約等を通じて実質的に輸送方法を指示する立場にある事業者<sup>57</sup>を新たに「荷主」と捉えて省エネ取組を求める等としている。同意見を踏まえた省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）改正の動きが注目される。

## （６）原子力発電所の再稼働等

### ア 原子力発電所の再稼働

2013年7月に新規制基準が施行されて以降、16原発26基について各電力会社が新規制基準に係る適合性の申請を行っており、うち12基について適合していると認められ<sup>58</sup>、

<sup>51</sup> 再生可能エネルギー発電設備の導入量と申込量の合計が低負荷期の電力需要を超過する等のため、北海道・東北・四国・九州・沖縄の各電力会社が回答を保留した。

<sup>52</sup> 国から指定電気事業者指定されると、日数の制限なく無償で出力制御を行うことができる。太陽光については北海道・東北・北陸・中国・四国・九州・沖縄の7社が、風力については北海道・東北・中国・九州・北陸の5社が指定されている。

<sup>53</sup> 2017年7月に経済産業省の「再生可能エネルギーの大量導入時代における政策課題に関する研究会」は論点整理を公表しており、日本版コネクと&マネージ（緊急時の電源制限を前提とした早期連系）等を提案している。

<sup>54</sup> 産業トップランナー制度を流通・サービス業に導入し、2018年度までに全産業のエネルギー消費の7割をカバーすることを目指す。

<sup>55</sup> 2020年までに注文戸建住宅の過半数でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）を実現、2030年度までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする等を目指す。

<sup>56</sup> 判断基準とは、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したもの。

<sup>57</sup> インターネット通販事業者等を想定。

<sup>58</sup> 審査書案の決定。このほか東京電力柏崎刈羽6・7号機について2017年10月に審査書案が了承され、パブリックコメントを経て正式決定される見込み。

5基が再稼働している<sup>59</sup>。また、現行の原子炉等規制法では、原発の運転期間は40年とされ、1回に限り20年を超えない期間延長することができ、運転延長認可に当たっては新規規制基準への適合が求められる。2017年11月現在までに4基について運転延長申請がなされ、3基が認可されている<sup>60</sup>。エネルギーミックスにおける2030年度の電源構成（原子力：22～20%）の実現性と合わせ<sup>61</sup>、原発再稼働の動向が注目される。

## イ 科学的特性マップ

2015年5月に「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」が改訂され（閣議決定）、国が前面に立って取り組み、科学的により適性が高いと考えられる地域を示すこと等を通じ、国民・関係住民の理解と協力を得ることに努めるとされた。同方針に基づき、2017年7月に「科学的特性マップ」が公表されている。

### （7）東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置

2017年9月に「福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」が改訂された。2011年12月の策定以来4回目の改訂である。前回の改訂（2015年6月）に比べ、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、1・2号機は「2020年度」から「2023年度目処」に、3号機は「2017年度」から「2018年度中頃」に、また燃料デブリ取り出し方法の確定は「2018年度上半期」から「2019年度」に延期されている。その一方で、初号機の燃料デブリ取り出しの開始は、2021年内のままとされている。汚染水対策については、陸側遮水壁（凍土壁）の凍結がほぼ完成するなど一定の進展が見られるが、貯蔵容量は100万m<sup>3</sup>を超えている。極めて長期にわたる廃止措置は依然として多くの課題を抱えている。

## 7. 独占禁止法における課徴金制度の見直し

公正取引委員会の「独占禁止法研究会」は、課徴金制度の在り方について検討を加え、2017年4月に報告書を公表している。

現行の課徴金制度には①国際市場分割カルテル等において、課徴金の算定基礎となる売上額がない違反行為者（外国の事業者等）に課徴金を課することができない、②課徴金減免制度について、一定の要件を満たせば一律の減免が得られるため、一定以上の協力を行うインセンティブが生じない等の課題がある。報告書では、①について課徴金の算定基礎を規定、②について減免制度の適用事業者数の限定（最大5社）を撤廃、申請期限（調査開始から20営業日以内）を延長した上で、減算率に幅を持たせ、減免申請者が自主的に提出した証拠の価値等に応じて減算率を決定する、等の見直しを提言している。さらに、③現行最長3年とされている課徴金の算定期間を調査開始日から遡って10年とする、④業種別算定率（製造業等に比べ小売業・卸売業を軽減）は廃止する等も提言している。「未来投

<sup>59</sup> 九州電力川内1・2号、関西電力高浜3・4号、四国電力伊方3号（伊方3号は2017年10月に定期検査入り。同年12月13日に広島高裁が運転差止めの仮処分を決定。）。また、近く関西電力大飯3・4号、九州電力玄海3・4号が再稼働の見通し。

<sup>60</sup> 関西電力高浜1・2号機、美浜3号機が認可済、日本原電東海第二が申請中。

<sup>61</sup> 官沢経済産業大臣（当時）は、70%の稼働率を前提にすると30基台半ばの稼働が必要である旨答弁している（第189回国会衆議院経済産業委員会議録第24号12頁（平27.6.19））。

資戦略 2017」においても、次期常会を含め、独占禁止法改正法案の提出を視野に必要な措置を講ずるとしており、その動きが注目される。

(なわた やすみつ)